



65歳以上の方(第1号被保険者)の決め方

65歳以上の方の保険料額は、介護保険給付にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の所得や課税状況に応じて決まります。

基準額
73,200 円
(年額)

=

砺波地方介護保険組合で
介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人の
負担分(23%)
砺波市・小矢部市・南砺市の65歳以上の人数



令和8年度の介護保険料

所得段階	対 象 者		基準額に 対する割合	年額保険料
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護又は老齢福祉年金を受けている人	0.285	20,900 円
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 826,500 円以下の人		
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 826,500 円を超え 120 万円以下の人	0.35	25,700 円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 120 万円を超える人	0.65	47,600 円
第4段階	世帯員に市民税が 課税されている方 がいるが、本人は 非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 826,500 円以下の人	0.9	65,800 円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 826,500 円を超える人	1.0	73,200 円
第6段階	本人に市民税が 課税されている	前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	87,800 円
第7段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	95,100 円
第8段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	109,800 円
第9段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.7	124,400 円
第10段階		前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9	139,000 円
第11段階		前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.1	153,700 円
第12段階		前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.3	168,300 円
第13段階		前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	2.4	175,600 円

- * 1 介護保険料の算定基準日は毎年4月1日(年度途中の資格取得者は資格取得日)です。当該年度の4月1日現在の世帯状況をもとに算定します。
- * 2 課税年金とは障害年金、遺族年金、老齢福祉年金以外の公的年金です。
- * 3 合計所得とは収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
- * 4 令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人については、令和8年度の保険料に限り、合計所得金額の算定および市民税の課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるように調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

納め方

65 歳からは納め方が変わります

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含む形で納めます。65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料を単独で納めます。

受給している年金額によって、納め方は以下の「特別徴収」か「普通徴収」に分かれますが、他市町村からの転入や65歳になった場合は、半年から1年間は普通徴収による納付となります。

なお、納め方（特別徴収または普通徴収）は年金の受給額によって法律で定められているため、自分で選ぶことはできません。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

➡ 年金から差し引かれます

※対象となる年金は、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。



仮徴収 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料を納めます。

本徴収 10・12・2月は、前年の所得などをもとに、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます。※8月から調整される場合もあります。

次の場合は特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳（第1号被保険者）になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年度途中で年金（老齢・退職年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合など
- 他の市町村から転入した場合

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

➡ 納付書で各自納めます

- 納付書の納期限までに指定の金融機関又は市役所で納めるか、口座振替により納めます。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随時1期 (2月生)	随時2期 (3月生)
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12/25	1月末	2月末	3月末	4月末

※納期限が土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

口座振替がおすすめです！

市内の取扱金融機関に口座振替依頼書を備えていますので、「保険料の納付書・預金通帳・通帳の届出印」をご持参の上、取扱金融機関窓口にご申し込みください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより振替できなかった場合などは、納付書で納めてください。

お問い合わせ

砺波地方介護保険組合

〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号

（砺波市高齢者能力活用センター2階）

TEL 0763-34-8333

ホームページ <http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>

市役所
担当課

砺波市役所 高齢介護課

TEL (0763)33-1328

小矢部市役所 健康福祉課

TEL (0766)67-8605

南砺市役所 地域包括ケア課

TEL (0763)23-2034